

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

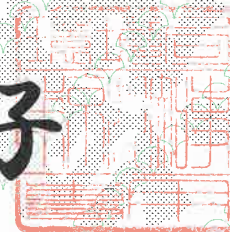
住所 東京都大田区城南島二丁目4番6号

氏名 KCS株式会社  
代表取締役 北里 浩一朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 10月 27日

許可の有効年月日 令和 7年 10月 26日

## 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）  
(2) 産業廃棄物の種類  
汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上9種類)  
(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(以上3種類)

## 2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区城南島二丁目4番6号

積替え保管面積：81.07㎡ 最大保管高さ：1.45m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類	コンテナ1個：4m <sup>3</sup>
金属くず	コンテナ1個：4m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個：8m <sup>3</sup>
	保管量合計：16m <sup>3</sup>

## 3 許可の条件

- (1) 積替え保管の作業時間は、原則として7時から15時までとすること。  
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。  
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。  
(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成12年 10月27日 新規許可

令和 2年 10月27日 更新許可 第4回

令和 5年 1月20日 変更届 保管場所の変更及び保管容量の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)